

## 伊勢原市地域生活支援事業実施要綱

伊勢原市地域生活支援事業実施要綱（平成18年伊勢原市告示第158号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 登録事業者（第4条－第11条）
- 第3章 相談支援事業（第12条－第20条）
- 第4章 日常生活用具給付事業
  - 第1節 日常生活用具給付事業（第21条－第28条）
  - 第2節 点字図書給付事業（第29条－第35条）
- 第5章 移動支援事業
  - 第1節 移動支援事業（第36条－第42条）
  - 第2節 重度障害者移送サービス事業（第43条－第53条）
  - 第3節 日中一時支援事業（第54条－第63条）
- 第6章 地域活動支援センター事業（第64条－第73条）
- 第7章 その他障害者の地域生活の支援に係る事業
  - 第1節 福祉ホーム事業（第74条－第78条）
  - 第2節 訪問入浴サービス事業（第79条－第87条）
  - 第3節 更生訓練費給付事業（第88条－第92条）
  - 第4節 社会参加促進事業
    - 第1款 点字・声の広報等発行事業（第93条－第95条）
    - 第2款 自動車運転免許取得助成事業（第96条－第102条）
    - 第3款 自動車改造費助成事業（第103条－第108条）
- 第8章 雑則（第109条－第114条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、基本的人権を享有する個人として尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施することにより、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する者をいう。

##### （実施事業等）

第3条 市長は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 研修啓発事業 障害者の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発事業
  - (2) 活動支援事業 障害者やその家族、地域住民が自発的に行う活動支援事業
  - (3) 相談支援事業 障害者の福祉に関して、障害者等又は保護者からの相談に応じ、情報提供、助言等必要な支援及び権利擁護のための援助をする事業
  - (4) 意思疎通支援事業 聴覚、音声、言語障害その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対し、手話通訳及び要約筆記を行う者を設置、派遣する事業
  - (5) 手話奉仕員養成事業 聴覚障害者等との交流活動の促進と福祉の増進を図るため、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成する事業
  - (6) 日常生活用具給付事業 重度の障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付、貸与その他の便宜を供与する事業
  - (7) 市民後見人育成事業 障害者に係る民法（明治29年法律第89号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
  - (8) 移動支援事業 屋外での移動が困難な障害者等に対し、地域における自立生活及び社会参加のために外出する際の移動を支援する事業
  - (9) 地域活動支援センター事業 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設を運営する事業
  - (10) 福祉ホーム事業 現に住居を求めている障害者等につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設を運営する事業
  - (11) 訪問入浴サービス事業 在宅で入浴することが困難な重度の身体障害者の家庭を訪問し、入浴車内又は当該身体障害者の宅内において入浴サービスを実施する事業
  - (12) 更生訓練費給付事業 法に規定する就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者に対し、訓練を効果的に受けることができるよう更生訓練費を支給する事業
  - (13) 日中一時支援事業 障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業
  - (14) 社会参加促進事業 スポーツ又はレクリエーションに関する事業、点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業その他障害者の社会参加を促進する事業
- 2 市長は、前項に規定する事業の全部又は一部を社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の事業者（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができるものとする。
- 3 市長は、伊勢原市に登録した社会福祉法人等が行う第1項に規定する事業（事業

の利用者の決定等に関する事務を除く。) に対し、補助することができるものとする。

4 第1項第4号及び第5号に規定する事業の内容については、別に定める。

## 第2章 登録事業者

(登録の申請等)

第4条 前条第3項の規定に基づき事業を実施しようとする社会福祉法人等は、伊勢原市地域生活支援事業者登録申請書(第1号様式)により市長に申請し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請者が登録する。

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、当該登録をした事業者(以下「登録事業者」という。)に対し、伊勢原市地域生活支援事業者登録決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(変更等の届出)

第5条 登録事業者は、前条の規定により登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに、伊勢原市地域生活支援事業者登録事項変更届出書(第3号様式)に当該変更の内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、登録に係る事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、遅滞なく、伊勢原市地域生活支援事業(廃止・休止・再開)届出書(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

(調査等)

第6条 市長は、事業の実施に関して必要があると認めるときは、登録事業者又はその従業者に対して報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に事業内容の調査をさせることができる。

2 市長は、前項に規定する調査等の結果、改善が必要と認められる場合は、登録事業者に対し口頭又は文書により改善を求めるものとする。この場合において、市長は、当該登録事業者に対し、期限を定めて改善状況を報告させることができるものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第2項に規定する登録を取り消すことができる。

(1) 登録事業者が、当該登録に係る事業を適正に実施できる見込みがなくなったとき。

(2) 地域生活支援事業費の請求に関し不正があったとき。

(3) 登録事業者が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 登録事業者が不正の手段により登録を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録事業者に対し、伊勢原市地域生活支援事業者登録取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(利用対象者)

第8条 地域生活支援事業の利用者は、市内に居住し、住民基本法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記載されている障害者等とする。

2 前項に規定する者のほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所者であっては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地(以下「居住地特例地」という。)が市内である障害者等は、対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、居住地特例地が他の市区町村の区域内である障害者等は対象としない。ただし、第3条第9号及び第10号に掲げる事業については、他の市区町村の障害福祉担当部署と協議の上、利用できるものとする。

4 地域生活支援事業により支給する量(以下「支給量」という。)の支給は、当該障害の状態につき、法の規定による介給付費等の支給又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護給付であって、支給量に相当するものを受けることができるときはその限度において支給しない。

(利用の方法及び利用者負担等)

第9条 第3条各号に掲げる事業の利用の方法及び利用者負担等事業の実施に関する事項は、事業の種類ごとに定める。

(書類の整理)

第10条 第3条第2項に規定する委託を受けた社会福祉法人等及び登録事業者(以下この章において「登録事業者等」という。)は、事業に係る請求書類その他の資料を5年間保管するものとする。

2 登録事業者等は、当該事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分しておかなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 登録事業者等の事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する個人の秘密を漏らしてはならない。また、職を退いた後も同様とする。

### 第3章 相談支援事業

(目的)

第12条 相談支援事業は、地域の障害者、障害児及び家族(以下この章において「障害者等」という。)の福祉に関する問題について、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等(以下この章において「利用者」という。)からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として行う。

(実施主体)

第13条 この事業の実施主体は、市とする。

(実施方法)

第14条 市長は、事業の全部又は一部を、法第40条に基づき指定を受けた指定相談支援事業を行う社会福祉法人等に委託することができる。

(事業内容)

第15条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助
- (2) 社会資源を活用するための支援
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 専門機関の紹介
- (6) ケアマネジメント
- (7) 権利擁護のための必要な援助
- (8) 法第89条の3に規定する協議会の地域の運営に対する支援及び各専門部会の運営
- (9) その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援

(対象者)

第16条 この事業の対象者は、第8条に規定する者とする。

(職員の配置等)

第17条 第4条第1項の規定により事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下この章において「委託法人」という。）は、事業実施に当たり、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員のいずれか1名以上を配置しなければならない。ただし、指定相談支援事業所は、相談支援事業の実施に支障のない範囲で指定相談支援事業者関係業務に従事することができる。

(報告等)

第18条 委託法人は、利用者から相談を受けた場合は、その都度相談支援事業者業務日報（第6号様式）に記録するものとする。

2 委託法人は、翌月の10日までに当該月の相談実績を相談支援事業実施状況報告書（第7号様式）により、市長に報告しなければならない。

(費用の負担)

第19条 相談支援事業の利用に伴う利用者負担は、無料とする。

(個人情報の保護)

第20条 委託法人及び相談支援事業の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する個人の秘密を漏らしてはならない。また、職を退いた後も同様とする。

## 第4章 日常生活用具給付事業

### 第1節 日常生活用具給付事業

(目的)

第21条 日常生活用具給付事業は、伊勢原市が援護の実施者になっている障害者及び障害児の保護者（以下この章において「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下この章において「用具」という。）を給付することにより、日常生活上の便宜を図り、もって重度の障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目等及び給付対象者)

第22条 給付の対象となる用具の種目及び基準額は、別表第1に掲げるものとする。

2 用具の給付を受けることができる者は、伊勢原市が援護の実施者となっている障害者等で、別表第1の対象者欄に掲げる者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

3 第1項の規定に関わらず、難病患者においては、別表第1の対象者であり医師が特に用具を必要と認めるものは用具の給付を受けることができる。

（申請及び決定）

第23条 用具の給付を受けようとする者は、伊勢原市日常生活用具給付申請書（第8号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、必要な調査を行い、用具の給付の適否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により給付を決定した場合は伊勢原市日常生活用具給付決定通知書（第9号様式）及び伊勢原市日常生活用具給付券（第10号様式。以下「給付券」という。）により、給付を却下した場合は伊勢原市日常生活用具給付却下決定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

4 給付の決定を受けた者（以下この章において「利用者」という。）は、用具納入業者（第3条第1項第6号の事業を行うものとして、第4条第3項に定める登録事業者。以下この章において「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けることができる。

（費用の支弁等）

第24条 利用者が、前条の規定による決定通知の内容において、業者から給付を受けたときは、市長は、給付に要する費用（以下この章において「サービス費用」という。）100分の90に相当する額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、利用者（利用者が18歳未満の場合は、その属する世帯をいう。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受ける場合又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が非課税の場合、助成する費用の額は、サービス費用の全額とする。

3 前項に規定する市町村民税の算定については、伊勢原市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱（平成27年伊勢原市告示51号）第4条に定める者の申請があった場合には、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなすものとする。

4 利用者は、前3項の規定により算出した助成の額（以下「助成額」という。）の受領について、その権利を業者へ委任（以下「受領委任」という。）することができる。この場合において、利用者は、代理受領に係る日常生活用具費支払請求書兼委任状（第12号様式）を業者を経由して市長に提出しなければならない。

（請求等）

第25条 給付をした業者は、受領委任を受けている場合は、請求書に給付券を添えて、市長に請求するものとする。

2 利用者は、受領委任を行わない場合は、前条第1項又は第2項の規定により算出した額を業者へ支払ったことを証する書類を添えて、市長に請求することができる。

(給付の取消等)

第26条 市長は、用具の給付を受けた者が給付目的に反して使用した場合は、用具の給付を取り消し、助成した額に相当する額を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の給付の特例)

第27条 市長は、重度の障害者等の申請の手續の利便を考慮し、排泄管理支援用具の給付については、申請1回につき、6か月分まで一括交付することができるものとする。

(備付台帳)

第28条 市長は、伊勢原市日常生活用具給付台帳を備え付け、常に整備しなければならない。

## 第2節 点字図書給付事業

(目的)

第29条 点字図書給付事業は、視覚障害者にとって重要な情報入手手段である点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にし、もって障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第30条 点字図書の給付対象者は、伊勢原市が援護の実施者になっている者のうち、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者とする。

(給付の限度)

第31条 給付の対象となる点字図書は、月刊又は週刊で発行される雑誌類を除く点字図書で、対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものについては、この限りでない。

(点字図書を給付することができる出版施設)

第32条 点字図書を給付することができる出版施設は、点字図書給付事業に係る「点字図書給付対象者出版施設」の指定について(平成4年1月31日社更第26の1号厚生省社会局更生課長通知)により指定された点字図書給付対象出版施設(以下「出版施設」という。)で、第3条第1項第6号の事業を行うものとして第4条第3項に定める事業者(以下この節において「登録事業者」という。)とする。

(給付申請等)

第33条 点字図書の給付を受けようとする者は、伊勢原市日常生活用具給付等申請書に出版施設が発行する点字図書発行証明書(第13号様式。次項において「証明書」という。)を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、給付を決定した場合は、伊勢原市日常生活用具給付決定通知書及び給付券に証明書を添えて通知するものとし、給付を却下した場合は、伊勢原市日常生活用具給付等却下決定通知書により、

申請者に通知するものとする。

3 市長は、点字図書給付台帳（第14号様式）を備え付け、点字図書の給付状況を整備しておくものとする。

4 支給の決定を受けた者（以下この節において「利用者」という。）は、登録事業者と契約することにより点字図書の給付を受けることができる。

（費用の支弁等）

第34条 利用者が決定の内容において登録事業者からサービスの提供を受けたとき、市長は、点字図書の価格から当該点字図書を点字翻訳する以前の一般の活字図書の購入価格相当額を控除した額を助成する。

2 利用者は、前項の規定により算出した助成額の受領について、受領委任することができる。この場合において、利用者は、代理受領に係る日常生活用具費支払請求書兼委任状を業者を経由して市長に提出しなければならない。

（請求等）

第35条 サービスの提供をした登録事業者は、点字図書給付事業に係る費用の請求等について受領委任を受けている場合は、請求書に給付等を証する書類を添えて、市長に請求するものとする。

2 利用者は、受領委任を行わない場合は、前条第1項又は第2項の規定により算出した額を業者へ支払ったことを証する書類を添えて、市長に請求することができる。

## 第5章 移動支援事業

### 第1節 移動支援事業

（目的）

第36条 移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児に対し、外出の際の移動を支援することにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

（事業内容）

第37条 市長は、移動支援事業として次に掲げる外出に対する支援を行うものとする。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出 官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、障害者等が同伴する生活必需品の買い物、冠婚葬祭等

(2) 余暇活動等社会参加のための外出、外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇等

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる外出は、移動支援事業の対象としない。

(1) 通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出

(2) 通学等の通年かつ長期にわたる外出

(3) 対象者の健康状態が著しく悪いと認められるときの外出

(4) 宿泊を伴う外出

(5) 前各号に掲げるもののほか、移動支援事業を提供することが適当でない認められる外出

（利用対象者）

第38条 この事業を利用できる者は、第8条に規定する者で身体障害児・者のうち1・2級のもの若しくは視覚障害児・者、知的障害児・者、精神障害者、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者又は難病患者で、屋外での移動に著しい制限があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者手帳の交付を受けている障害児・者のうち視覚障害児・者は法第5条に規定する同行援護を優先するものとする。

（利用申請等）

第39条 移動支援事業を利用しようとする者は、伊勢原市地域生活支援事業支給申請書（第15号様式）にサービスの利用計画表（第16号様式）を添えて申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、支給決定をしたときは、伊勢原市地域生活支援事業支給決定兼利用者負担額免除等決定通知書（第17号様式）により通知するとともに、当該支給決定の内容を記載した伊勢原市地域生活支援事業受給者証（第18号様式、以下「受給者証」という。）を交付する。

3 支給決定の有効期間は、1年以内とする。

4 支給の決定を受けた者（以下この節において「支給決定利用者」という。）は、伊勢原市地域生活支援事業実施要綱第4条第2項に定める登録事業者（以下この節において「事業者」という。）と契約することによりサービスの提供を受けることができる。

（費用の支弁等）

第40条 支給決定利用者が、第39条の規定による決定通知の内容において、登録事業者からサービスの提供を受けたときは、市長は、次の各号に規定する事業基本額及び支給量から算出したサービスの提供に要する費用（以下この章において「サービス費用」という。）の100分の90に相当する額を助成する。

(1) 事業費基本額 利用時間1時間につき、2,600円（30分は、1,300円）とする。この場合において、利用時間は、30分ごとに積算し、15分を超える場合は、30分とする。

(2) 支給量

ア 余暇活動等社会参加のための外出

月40時間を上限とする。ただし、利用者が次のいずれかに該当する場合は、月50時間を上限とする

(ア) 単身世帯、障害者のみの世帯又は高齢者と障害者の世帯に属する者若しくは介護者の疾病等により介護を受けることが困難な者

(イ) 家族と同居はしているが、家族の就労等により、日中独居又は日中障害者世帯に属する者

イ 日常生活上不可欠な外出 サービス利用計画に基づき必要な時間数とする。ただし、余暇活動等社会参加の為の外出の支給量と併せて100時間以内とする。

ウ 緊急時又は2人体制の必要がある場合 緊急時又は行動援護上の問題で支援者が2人体制をとる必要があると認められる場合（行動援護調査票において8点以上）は、必要な時間を加算する。

- 2 支給決定利用者は、同一の月に受けたサービス費用の合計額から、前項の規定により助成する額の合計額を控除して得た額を直接事業所へ支払うものとする。この場合において、第3条第1項第13号に規定する日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）を利用している場合を含めた同一月の利用者の負担上限額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「法施行令」という。）第17条の規定を準用して算定した額とし、これを超えた額については、助成するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、支給決定利用者（支給決定利用者が18歳未満の場合は、その属する世帯をいう。）が生活保護法により保護を受ける場合又は地方税法の規定による市町村民税が非課税の場合、助成する費用の額は、サービス費用の全額とする。
- 4 前2項に規定する市町村民税の算定については、伊勢原市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱（平成27年伊勢原市告示51号）第4条に定める者の申請があった場合には、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなすものとする。
- 5 支給決定利用者は、前4項の規定により算出した助成額の受領について、その権利を受領委任することができる。この場合において、支給決定利用者は、地域生活支援事業受領委任状（第19号様式）を事業者を経由して市長に提出しなければならない。

（人員・設備等の基準）

第41条 事業者は別表第2に定める「伊勢原市地域生活支援事業 移動支援事業 人員・設備等の基準」を順守しなければならない。

（請求等）

第42条 サービスの提供をした事業者は、翌月の10日までに、市長に対し、当該月に係る助成額を一括して請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認の上、助成額を支払うものとする。
- 3 市長は、助成額の支払に係る事務を国民健康保険法（昭和33年法律第92号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。
- 4 市長は、前項に基づき支払事務を連合会に委託した場合、第2項の規定にかかわらず助成額の支払期日は、連合会の支払期日を勘案して適宜定めるものとする。

第2節 重度障害者移送サービス事業

（目的）

第43条 重度障害者移送サービス事業は、歩行困難な身体障害者で車いす等を使用しているものを対象に、車いす等を使用したままで乗車できる車両を運行することにより日常生活の行動範囲を拡大し、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営)

第44条 市長は、身体障害者用福祉自動車（以下この節において「福祉自動車」という。）の運行事業を社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会（以下この節において「市社協」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、重度障害者移送サービス事業の円滑な運営のため、第47条ただし書、第48条ただし書、第49条及び第50条第2項に規定する事項を市社協に依頼することができる。

(対象者)

第45条 重度障害者移送サービス事業を利用できる者は、伊勢原市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第76条の規定により車いすの支給を受けている者
- (2) 歩行することが困難な者で市長が必要と認めるもの

(利用範囲及び条件)

第46条 福祉自動車を利用できる事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 治療等のため病院等に通院するとき。
- (2) 行政等が主催する事業等に参加するとき。
- (3) その他特に市長が必要と認めるとき。

2 利用者は、原則として付添介護人1名を同乗させなければならない。

(運行日)

第47条 福祉自動車を運行する日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(運行時間)

第48条 福祉自動車を運行する時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(運行の範囲)

第49条 運行の範囲は、原則として市内及び隣接市とする。

(利用の申込み及び決定)

第50条 福祉自動車の利用申込みは、原則として利用する日の属する月の前月同日から利用する日の7日前までに口頭又は電話で申し込むものとする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、身体障害者用福祉自動車運行受付簿により日程等を調整し、申込者に利用予定日における利用の可否を連絡するものとする。

3 市長は、利用申込みが競合した場合は、障害の程度、利用目的等を考慮して決定する。

(利用の取消し)

第51条 前条の規定による決定を受けた者(以下この節において「利用者」という。)は、福祉自動車の利用を取り消す場合は、速やかに市社協へ連絡しなければならない。

2 市長は、車両の故障、災害等により運行が不可能な場合は、利用の決定を取り消すことができる。

(使用料)

第52条 重度障害者移送サービス事業の利用に伴う利用者負担は、無料とする。ただし、有料道路及び有料駐車場を利用する場合の当該料金は、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第53条 利用者及び付添介護者は、運行の安全確保を図るため運転者の指示に協力しなければならない。

### 第3節 日中一時支援事業

(目的)

第54条 日中一時支援事業は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(利用対象者)

第55条 日中一時支援事業を事業を利用できる者は、第8条に規定する者(以下この節において「障害者等」という。)で、市内の居宅において日中、監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等とする。

(事業内容)

第56条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 日中、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等において行う障害者等の日中活動の場の提供と見守り及び社会に適応するための日常的な訓練。
- (2) 自宅等から事業実施場所までの送迎サービス

(利用上限)

第57条 事業の利用日数は、月15日を限度とする。ただし、介護者に配偶者がいない場合又は介護者の就労、疾病、出産等により介護が困難と認められる場合は、必要に応じて概ね月23日まで利用することができる。

2 前項ただし書きの場合においては、就労証明、診断書等の必要な書類を提出しなければならない。

(利用申請等)

第58条 この事業を利用しようとする者は、伊勢原市地域生活支援事業支給申請書により申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、支給の決定をしたときは、伊勢原市地域生活支援事業支給決定兼利用者負担額免除等決定通知書により通知するとともに、受給者証を交付する。

3 支給決定の有効期間は、1年以内とする。

4 支給の決定を受けた者(以下この節において「支給決定利用者」という。)は、

第3条第1項第13号の事業を行うものとして第4条第3項に規定する登録事業者（以下この節において「事業者」という。）と契約することによりサービスの提供を受けることができる。

（費用の支弁等）

第59条 支給決定利用者が、事業者からサービスの提供を受けたときは、市長は、別表第3に定める事業基本額から算出したサービス費用の100分の90に相当する額を助成する。

2 支給決定利用者は、同一の月に受けたサービス費用の合計額から、前項の規定により助成する額の合計額を控除して得た額を直接事業所へ支払うものとする。この場合において、第3条第1項第8号に規定する移動支援事業（以下「移動支援事業」という。）を利用している場合を含めた同一月の利用者の負担上限額については、法施行令第17条の規定を準用して算定した額とし、これを超えた額については、助成するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、支給決定利用者（利用者が18歳未満の場合は、その属する世帯をいう。）が生活保護法により保護を受ける場合又は地方税法の規定による市町村民税が非課税の場合、助成する費用の額は、サービス費用の全額とする。

4 前2項に規定する市町村民税の算定については、伊勢原市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱（平成27年伊勢原市告示51号）第4条に定める者の申請があった場合には、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなすものとする。

5 支給決定利用者は、前4項の規定により算出した助成額の受領について、その権利を受領委任することができる。この場合において、支給決定利用者は、地域生活支援事業受領委任状を事業者を経由して市長に提出しなければならない。

（利用の定員）

第60条 事業実施場所の定員は、1施設1日あたり15人以内とする。ただし、定員数は、伊勢原市が支給決定した利用者の人数とする。

（人員・設備等の基準）

第61条 事業者は、別表第4に定める「伊勢原市地域生活支援事業 日中一時支援事業人員・設備等の基準」を順守しなければならない。

（加算等）

第62条 事業者は、次に掲げる者を受け入れた場合は、助成額に加算をつけることができる。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児（以下「重症心身障害児」という。）。ただし、重症心身障害児が18歳を超えた場合においても、加算の対象者とみなすものとする。

(2) 障害者等のうち、次のいずれか2以上に該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳を所持する者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生

省令第15号)別表第5号に規定する1級又は2級に該当するもの

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された者又は療育手帳A1若しくはA2の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表に規定する障害等級が1級に該当するもの

(3) 障害者等のうち、特別な介助または医療ケアを必要とする者

2 加算の額(以下「加算額」という。)は、前項第1号及び第2号に該当する者については、1日につき3,000円とし、前項第3号に該当する者については、1日につき5,000円とする。

(請求等)

第63条 サービスの提供をした登録事業者(以下この節において「事業者」という。)は、翌月の10日までに、市長に対し、当該月に係る助成額を一括して請求するものとする。

2 事業者は、加算額を請求する場合には、次に掲げるものを市長に対し提出するものとする。

(1) 前条第1項第1号又は第2号に該当する者を受け入れたことがわかるもの

(2) 前条第3項に該当する者を受け入れた場合には、提供した医療ケアがわかるもの

3 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認の上、助成額を支払うものとする。

4 市長は、助成額の支払に係る事務を連合会に委託することができる。

5 市長は、前3項に基づき支払事務を連合会に委託した場合、第2項の規定にかかわらず助成額の支払期日は、連合会の支払期日を勘案して適宜定めるものとする。

## 第6章 地域活動支援センター事業

(目的)

第64条 地域活動支援センター事業は(以下この章において「センター事業」という。)は、第8条に規定する者(以下この章において「障害者等」という。)を通わせ、創作活動又は、生産的活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(センター事業の実施)

第65条 センター事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、このセンター事業を、第3条第1項第9号の事業を行うものとして第4条第3項の規定により登録した社会福祉法人等の事業者(以下この章において「登録事業者」という。)に委託又は補助し、実施することができるものとする。

(事業の内容)

第66条 センター事業は、創作活動や生産活動の機会の提供を行うほか、神奈川県地域活動支援センター事業実施要領第4条及び第5条に規定する事業を実施できるものとする。

(事業の運営基準)

第67条 センター事業の運営基準である実利用人数及び職員配置については別表第5のとおりとする。

(状況報告)

第68条 登録事業者は、契約登録状況及び利用状況を毎月市長に報告するものとする。

(利用対象者)

第69条 センター事業を利用できる者(以下この章において「利用者」という。)は、障害者等で18歳以上の者とする。

(利用申請等)

第70条 センター事業を利用しようとする者は、伊勢原市地域生活支援事業支給申請書にサービスの利用計画表を添えて申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、支給決定をしたときは、伊勢原市地域生活支援事業支給決定兼利用者負担額免除等決定通知書により通知するとともに、当該支給決定の内容を記載した受給者証を交付する。

3 支給決定量は、月23日を限度とする。

4 支給決定の有効期間は、1年以内とする。

5 支給の決定を受けた者は、市長がセンター事業を委託した登録事業者又は市外に所在する事業者で、当該所在市町村にセンター事業の登録をし、若しくは当該市町村からセンター事業の委託若しくは補助を受けているもの(以下この章において「登録事業者等」という。)と契約することによりサービスの提供を受けることができる。

(利用者の費用負担)

第71条 センター事業の利用に伴う利用者負担は、食事代等の実費を除き無料とする。

(補助金)

第72条 市は、登録事業者に対し、別に定める要綱に基づき、運営費を補助するものとする。

(損害賠償義務)

第73条 事業者は、サービス提供により支給の決定を受けた者に損害が生じたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

第7章 その他障害者の地域生活の支援に係る事業

第1節 福祉ホーム事業

(目的)

第74条 福祉ホーム事業は、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、

居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

(利用対象者)

第75条 福祉ホーム事業を利用できる者は、第8条に規定する者のうち18歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難なものとする。ただし、常時の介護、医療を必要とする者は除く。

(事業者)

第76条 福祉ホーム事業を運営する社会福祉法人等(以下この節において「事業者」という。)は、法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)を満たしている事業者とする。

(適用協議等)

第77条 事業者は、事業の利用者を決定するに当たっては、あらかじめ伊勢原市福祉ホーム事業運営費適用協議書(第20号様式)により市長に協議しなければならない。この場合において、利用者が精神障害者であるときは、医師の意見書(第21号様式)を添付するものとする。

2 市長は、前項の規定による協議の結果、利用者が福祉ホームを利用することが適当と認めるときは、伊勢原市福祉ホーム事業運営費適用承諾書(第22号様式)により、事業者に通知するものとする。

3 第1項に規定する伊勢原市福祉ホーム事業運営費適用協議書及び前項に規定する伊勢原市福祉ホーム事業運営費適用承諾書については、利用者からの福祉ホーム事業の利用申請及び利用者に対する福祉ホーム事業の利用決定通知とみなす。

4 前項の規定により利用決定を受けた利用者は、事業者と契約することによりサービスの提供を受けることができる。

5 事業者は、利用者が福祉ホームを利用しなくなったときは、伊勢原市福祉ホーム利用者異動報告書(第23号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(運営費補助)

第78条 市長は、事業に係る運営等に要する経費に対し、補助をすることができる。

2 前項に規定する補助は、利用者に対する給付とみなす。

3 福祉ホーム事業に係る運営費補助については、別に定める。

## 第2節 訪問入浴サービス事業

(目的)

第79条 訪問入浴サービス事業は、地域における身体障害者の生活を支援するため、家庭において入浴することが困難な重度の身体障害者の家庭を訪問し、訪問入浴車の浴槽等で入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図りもって福祉の増進を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第80条 訪問入浴サービス事業を利用できる者は、第8条に規定する者で障害児及

び障害者（以下この節において「障害者等」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する在宅で重度の障害者等とする。

- (1) 身体障害者手帳の障害の級別が1級、2級又は3級の者
- (2) その他市長が特に必要と認めた者  
(実施方法等)

第81条 訪問入浴サービス事業は、訪問入浴車による入浴を原則とし、1月に20回を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。  
(利用申請等)

第82条 訪問入浴サービス事業を利用しようとする者は、伊勢原市地域生活支援事業支給申請書に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 健康診断書（第24号様式）
- (2) 日常生活動作能力調査票（第25号様式）

2 市長は、前項の申請があった場合は、日常生活動作能力実態調査票（第26号様式）により調査し、支給の決定をしたときは、伊勢原市地域生活支援事業支給決定兼利用者負担額免除等決定通知書により通知するとともに、受給者証並びに健康診断書の写し及び日常生活動作能力実態調査票の写しを交付する。

3 支給決定の有効期間は、1年以内とする。

4 支給の決定を受けた者（以下この章において「支給決定利用者」という。）は、第3条第1項第11号の事業を行うものとして第4条第3項に規定する登録事業者と契約することによりサービスの提供を受けることができる。

5 支給決定利用者は、登録事業者とサービスの利用契約を締結するときは、登録事業者に健康診断書の写し及び日常生活動作能力実態調査票の写しを提出するものとする。

(利用の中止等)

第83条 登録事業者は、支給決定利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を中止することができる。

- (1) 健康状態の変化により入浴ができなくなったとき。
- (2) 伝染病に罹病したとき。
- (3) その他入浴することが特に不相当と認めたとき。

(費用の支弁等)

第84条 支給決定利用者が、登録事業者からサービスの提供を受けたときは、市長は、次の各号のいずれかに定める事業基本額から算出したサービス費用の100分の90に相当する額を助成する。

- (1) 訪問入浴事業基本額は、1回につき12,725円
- (2) 利用予定日の当日に前条に規定する理由等により利用を中止した場合は、1回につき5,000円

2 支給決定利用者は、同一の月に受けたサービス費用の合計額から、前項の規定により助成する額の合計額を控除して得た額を直接事業所へ支払うものとする。この場合において、同一月の利用者の負担上限額については、法施行令第17条の規定を準用して算定した額とし、これを超えた額については、助成するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、支給決定利用者（支給決定利用者が18歳未満の場合は、その属する世帯をいう。）が生活保護法により保護を受ける場合又は地方税法の規定による市町村民税が非課税の場合、助成する費用の額は、サービス費用の全額とする。

4 前2項に規定する市町村民税の算定については、伊勢原市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱（平成27年伊勢原市告示51号）第4条に定める者の申請があった場合には、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなすものとする。

5 支給決定利用者は、前4項の規定により算出した助成額の受領について、その権利を受領委任することができる。この場合において、支給決定利用者は、地域生活支援事業受領委任状を事業者を経由して市長に提出しなければならない。

（サービス提供者）

第85条 サービス提供者は、登録事業者に勤務する従業員のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 看護師又は准看護師

(2) 介護職員

（請求等）

第86条 サービスの提供をした登録事業者（以下この節において「事業者」という。）は、翌月の10日までに、市長に対し、当該月に係る助成額を一括して請求するものとする。

2 市長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認の上、助成額を支払うものとする。

（損害賠償義務）

第87条 事業者は、サービス提供により支給決定利用者に損害が生じたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

### 第3節 更生訓練費給付事業

（目的）

第88条 更生訓練費給付事業は、法に規定する就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者に対し、訓練を効果的に受けることができるよう更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

（利用対象者）

第89条 更生訓練費給付事業を利用できる者は、伊勢原市が援護の実施者となっている法第19条第1項の規定による支給決定者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び支給決定者である身体障害者のうち更生訓練を受けている者並びに身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ、更生訓練を受けている者で、定率負担に係る利用者負担額の生じないもの又はこれに準ずる者として市長が認めたものとする。

（利用申請等）

第90条 更生訓練費給付事業を利用しようとする者は、伊勢原市更生訓練費支給申

請書（第27号様式）により申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を伊勢原市更生訓練費支給決定（却下）通知書（第28号様式）により通知するものとする。

3 支給決定の有効期間は、3年以内とする。

4 支給の決定を受けた者（以下この節において「支給決定利用者」という。）は、第3条第1項第12号の事業を行うものとして第4条第3項により登録時業者として更生訓練を実施する施設（以下この節において「事業者」という。）からサービスの提供を受けることができる。

（費用の支弁等）

第91条 支給決定利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める更生訓練事業に係る費用（以下この節において「事業費基本額」という。）の助成を受けることができる。

(1) 自立訓練

ア 訓練日が月15日以上 月額6,300円

イ 訓練日が月15日未満 月額3,150円

(2) 就労移行支援

ア 訓練日が月15日以上 月額3,150円

イ 訓練日が月15日未満 月額1,600円

(3) 前2号の規定にかかわらず平成15年3月末日において重度身体障害者更生援護施設であったもの

ア 訓練日が月15日以上 月額2,100円

イ 訓練日が月15日未満 月額1,050円

2 支給決定利用者は、事業費基本額の助成の受領について、その権利を受領委任することができる。この場合において、支給決定利用者は、地域生活支援事業受領委任状を事業者を経由して市長に提出しなければならない。

（費用の請求）

第92条 前条第2項に規定する委任を受けている事業者は、事業費基本額について、伊勢原市更生訓練事業費請求書（第29号様式）に、サービスの提供等を証する書類を添えて市長に請求するものとする。

#### 第4節 社会参加促進事業

##### 第1款 点字・声の広報等発行事業

（目的）

第93条 点字・声の広報等発行事業は、伊勢原市広報紙等の点訳、音声訳等を行うことにより、障害者が地域生活をする上で必要な情報を定期的に提供することを目的とする。

（利用申請）

第94条 点字・声の広報等発行事業の利用を希望する者は、広報主管課又は障害福祉主管課に申し込むものとする。

(費用負担)

第95条 点字・声の広報等発行事業の利用に伴う費用の利用者負担は、無料とする。

#### 第2款 自動車運転免許取得助成事業

(目的)

第96条 自動車運転免許取得助成事業は、障害者に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許（以下この節において「普通免許」という。）の取得に要する経費の一部を助成することにより、障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第97条 自動車運転免許取得助成事業を利用できる者は、伊勢原市内に住所を有し、かつ、身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級から4級のいずれかに該当する下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害、心臓、じん臓、呼吸器又はぼうこう若しくは直腸の機能の障害を有する者及び1級に該当する上肢障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害を有する者とする。

(助成対象経費等)

第98条 助成の対象となる経費は、助成対象者が普通免許を取得するため、道路交通法第99条第1項の規定により公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所（以下この節において「教習所」という。）において同法第99条の5に規定する技能検定に合格するまでに要した技能教習を受けるための経費とする。

2 助成金の交付額は、前条に規定する助成対象経費の3分の2以内とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円とする。

(助成申請)

第99条 自動車運転免許取得助成事業を利用しようとする者は、伊勢原市下肢等障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請書（第30号様式）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、助成を決定したときは、伊勢原市障害者自動車運転免許取得助成金交付決定通知書（第31号様式）により、交付しないものと決定したときは、伊勢原市下肢等障害者自動車運転免許取得成金却下通知書（第32号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第100条 前条第2項に規定する交付決定通知書を受けた者（以下この節において「利用者」という。）は、当該通知に係る助成金の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請がなかったものとみなす。

(実績報告)

第101条 利用者は、普通免許の取得後、普通免許の内容等を記載した伊勢原市下肢等障害者自動車運転免許取得助成事業実績報告書（第33号様式）、自動車教習所長が発行する技能検定合格証明書（第34号様式）及び免許証の写しを添えて、当該運転免許を取得した日から30日以内に市長に報告しなければならない。

（助成金の交付額の確定及び支払い）

第102条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書を審査し、必要に応じて調査等を行い、適正と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 助成金は、前項により交付すべき助成金の額を確定した後、交付対象者に支払うものとする。

### 第3款 自動車改造費助成事業

（目的）

第103条 自動車改造費助成事業は、身体障害者自らが所有する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、自立した生活、社会活動への参加、就労等の社会復帰の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（助成対象者）

第104条 自動車改造費助成事業を利用できる者は、伊勢原市内に住所を有する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者のうち、上肢若しくは下肢又は体幹機能障害を有する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者

(2) 改造助成を行う月の前年（1月から6月までの間に第5条第1項の規定による申請をしたものにあつては前々年）の所得（地方税法第4条第2項第1号の規定による道府県民税（同法第1条第2項の規定により都について準用する場合の都民税を含む。以下この号において同じ。）について同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超えない者

(3) 伊勢原市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する実施要綱第4条に定める者の申請があつた場合には、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなして算定した所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超えない者とする。

（助成対象経費等）

第105条 助成の対象となる経費は、操向装置及び駆動装置等の改造に要する費用とする。ただし、その額が10万円を超える場合は、10万円とする。

（助成申請等）

第106条 自動車改造費助成事業を利用しようとする者は、伊勢原市身体障害者自動車改造費助成交付申請書（第35号様式）に、自動車改造に係る見積書を添えて

市長に申請するものとする。この場合において、市長は、自動車運転免許証の提示を求め、助成対象者の確認を行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、助成の決定をしたときは、伊勢原市身体障害者自動車改造費助成交付決定通知書（第36号様式）により申請者に通知するものとする。

（請求等）

第107条 交付の決定を受けた者は、自動車の改造を完了した日から起算して30日以内に、伊勢原市身体障害者自動車改造費助成金請求書（第37号様式）に伊勢原市身体障害者自動車改造費助成実績報告書（第38号様式）及び自動車の改造に要した費用の請求書を添えて市長に請求するものとする。

- 2 市長は、助成金の状況を明らかにするため、自動車改造費助成簿（第39号様式）に記録し、整備するものとする。

（耐用年数）

第108条 自動車改造の耐用期限は、改造完了日から5年間とする。ただし、市長が使用頻度の状況を調査し安全走行に支障があると認めるときは、必要に応じ短縮することができる。

## 第8章 雑則

（変更申請等）

第109条 第5章第1節、同章第3節、第6章及び第7章第2節に規定する各サービスの支給決定を受けた者（以下この章において「支給決定利用者」という。）は、支給量又は負担軽減の認定の変更を希望する場合は、伊勢原市地域生活支援事業変更支給申請書兼利用者負担額免除等変更申請書（第40号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、支給内容を変更する場合は、伊勢原市地域生活支援事業変更支給決定兼利用者負担額免除等変更決定通知書（第41号様式）により通知するとともに、当該変更支給決定の内容を記載した受給者証を併せて交付する。

（届出）

第110条 支給決定利用者は、申請内容（住所等）に異動が生じたときは、直ちにその旨を、伊勢原市地域生活支援事業利用変更届（第42号様式）により、市長に届け出なければならない。

- 2 支給決定利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を、伊勢原市地域生活支援事業利用資格喪失届（第43号様式）により、市長に届け出なければならない。

(1) 事業の利用を中止しようとするとき。

(2) 再判定等により、支給決定利用対象者に該当しなくなったとき。

（取消し等）

第111条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 前条に規定する届出を受けたとき。
- (2) その他市長が事業の実施が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項に規定する取消し又は中止を行うときは、支給決定利用者に伊勢原市地域生活支援事業支給決定取消・中止通知書（第44号様式）を通知するものとする。

（書類の整理）

第112条 第3条第2項に規定する委託を受けた社会福祉法人等及び登録事業者（以下この章において「登録事業者等」という。）は、事業に係る請求書類その他の資料を5年間保管するものとする。

2 登録事業者等は、当該事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分しておかなければならない。

（個人情報保護）

第113条 登録事業者等の事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する個人の秘密を漏らしてはならない。また、職を退いた後も同様とする。

（委任）

第114条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成25年3月28日告示第71号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に改正前のこの要綱の規定によりサービスの提供を受けた者に対する費用の支弁等については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日告示第60号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（準備行為）

2 市長は、この告示の施行の前においても、地域生活支援事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができる。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第22条関係)

日常生活用具の種目及び基準額

種目	品目	対象者	基準額(円)	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢障害2級以上、体幹機能障害2級以上又は同程度の児者	154,000	8年
	特殊マット	下肢障害2級以上又は体幹機能障害2級以上若しくは知的障害で最重度又は重度の児者若しくは同程度の児者	19,600	5年
	特殊尿器	下肢障害1級又は体幹機能障害1級の児者若しくは同程度の児者	67,000	5年
	入浴担架	下肢障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の児者	82,400	5年
	体位変換器	下肢障害2級以上、体幹機能障害2級以上の児者又は同程度の児者	15,000	5年
	移動用リフト		159,000	4年
	訓練いす(児のみ)	下肢障害2級以上又は体幹機能障害2級以上の児者	33,100	5年
	訓練用ベッド	下肢障害2級以上、体幹機能障害3級以上の児又は同程度の児者	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢障害又は体幹機能障害で、入浴に介助を必要とする児者又は同程度の児者	90,000	8年
	便器	下肢障害2級以上、体幹機能障害2級以上の児者又は同程度の児者	5,400	8年
	頭部保護帽	平衡機能障害、下肢障害又は体幹機能障害のある児者(知的障害児者を含む。)	12,160	3年
	T字状・棒状のつえ	下肢障害、体幹機能障害のある者	3,000	3年
	移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	平衡機能障害、下肢障害、体幹機能障害で家庭内の移動に介助を必要とする児者又は同程度の児者	60,000	8年
	特殊便器	上肢障害2級以上、知的障害で最重度・重度の児者又は同程度の児者	151,200	8年
	火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な重度障害児者が属する世帯又は同程度の児者が属する世帯	15,500	8年
	自動消火器		28,700	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上若しくは知的障害で最重度・重度の者	41,000	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の児者(原則として学齢児以上)	7,000	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の児者	87,400	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の児者	51,500	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の児者	36,000	5年
	電気式たん吸引器		56,400	5年
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害3級以上、心臓機能障害3級以上の児者又は同程度の児者	58,800	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う児者	17,000	10年
	盲人用体温計(音声式)		9,000	5年
	盲人用体重計(音声式)	視覚障害2級以上の児者	18,000	5年
	盲人用血圧計(音声式)		15,000	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障害又は肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する児者	98,800	5年
	情報・通信支援用具 ※	上肢機能障害2級以上、視覚障害で2級以上の児者	100,000	6年
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の児者	383,500	6年
	点字器	視覚障害のある児者	10,400	5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の児者	63,100	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		85,000	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の児者(原則として学齢児以上)	99,800	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になる児者(原則として学齢児以上)	198,000	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上の児者	13,300	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害のある者又は発声・発語に著しい障害のある児者	71,000	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害のある児者	88,900	6年
	人工喉頭	音声・言語機能障害のある者で喉頭摘出者	70,100	5年
	人工喉頭(埋込型用人工鼻)	音声・言語機能障害のある者で常時埋込型の人工喉頭を使用する喉頭摘出者	23,760	1月
排泄管理支援用具	ストーマ装具等(ストーマ装具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	ぼうこう直腸障害のある児者	消化管系 8,858 尿路系 11,639	1月 1月
	紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	・高度の排便機能障害及び脳原性運動機能障害かつ、意思表示が困難な児者 ・3歳以上の重症心身障害児(者)認定者で、脳原性運動機能障害以外の原因により排尿又は排便の意思表示が困難な児者	12,000	1月
	収尿器	排尿の意思表示が困難な下肢又は体幹機能障害の児者	8,500	1年
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害、乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級の者又は同程度の児者	200,000	障害者の属する世帯1回のみ

※情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトをいう。

※同程度の児者とは、難病患者において同程度の状態にあるものをいう。ただし、ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引器においてはその限りではない。

別表第2（第41条関係）

伊勢原市地域生活支援事業 移動支援事業 人員・設備等の基準

1. 人員に関する基準

(1)従業員の員数	事業を行う事業所ごとに置くべき従業員の員数は3人以上とする。 常勤、非常勤、兼務は問わない。
(2)管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置く必要がある。 ただし、移動支援事業の管理に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務と兼務は可能。 (例えば、指定居宅介護事業所の管理者と兼務等)
(3)従業員の資格	①介護福祉士 ②介護職員基礎研修修了者 ③居宅介護従業者養成研修1級または2級課程修了者 ④平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従事者養成研修、全身性障害者外出介護従業者要請研修、知的障害者外出介護従業者研修を修了した者。 ⑤従来の視覚障害者外出介護従事者養成研修、全身性障害者外出介護従業者要請研修、知的障害者外出介護従業者研修を修了した者とみなし、県知事から修了書の交付を受けている者。 ⑥神奈川県ガイドヘルパー養成研修修了者

2. 設備に関する基準

設備及び備品	事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けること。 移動支援事業に提供に必要な設備及び備品を備えること。
--------	---

3. 運営に関する基準

運営に関する基準	事業者は、利用者の障害特性に応じた適切な配慮をする必要がある。 利用の開始に際しては、あらかじめ利用者に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制等、利用申込やサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用開始について同意を得なければならない。
----------	---

4. その他サービス提供に必要な事項

(1)契約支給量の報告	事業者は、契約支給量を受給者証に記載し、伊勢原市へ報告、支払いシステムへのデータ送付をしなければならない。 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
(2)身分を証する書類の携行	事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は家族から求められた時には、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(3)サービス提供の記録	事業者は、移動支援事業を提供した際は、移動支援に提供日、内容その他の必要な事項を、移動支援事業提供の都度記録しなければならない。また、その記録に際しては、利用者から確認を受けなければならない。
(4)緊急時の対応	移動支援事業の提供を行っているときに、利用者に事故や病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。
(5)事故発生時の対応	事業者は、利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、伊勢原市障害福祉課及び当該利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じなければならない。 また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
(6)損害賠償	事業者が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(7)苦情解決	苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じると共に、苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(8)秘密保持	事業者の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密をもらしてはならない。 また、退職後も同様の取扱いができるよう、必要な措置を講じなければならない。
(9)会計の区分	事業者は、移動支援事業所ごとに経理を区分するとともに、その他に事業の会計を区分しなければならない。
(10)記録の整備	事業者は、利用者に対する移動支援事業の提供に関する諸記録を整備し、当該移動支援事業を提供した日から5年間保存しなければならない。

別表第3（第59条関係）

区 分	事業費基本額
1回につき5時間以下	4,000円
5時間を超え8時間まで	6,400円
送迎加算（片道）	400円

別表第4（第61条関係）

伊勢原市地域生活支援事業 日中一時支援事業 人員・設備等の基準

1. 人員に関する基準

(1)従業員の員数	事業を行う事業所ごとに置くべき従業員の員数は次のとおりとする。 指導員の総数は、障害児者の数が15人までは2人以上とする。 障害児者の総数が、15人を超える場合は、15人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とする。常勤、非常勤、兼務は問わない。 また、法第5条第8項に規定する施設が、日中一時支援事業を当該施設と一体的に運営を行う場合は、当該施設の入所者数及び併設日中一時支援事業の利用者数の総数を、当該施設の入所者とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上。
(2)管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置く必要がある。 ただし、日中一時支援事業の管理に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務と兼務は可能。
(3)従業員の資格	特別な介助又は医療ケアを必要とする者を受け入れる場合は、保健師、看護師若しくは准看護師を配置すること。

2. 設備に関する基準

設備及び備品	事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けること。 日中一時支援事業に提供に必要な設備及び備品を備えること。
--------	---

3. 運営に関する基準

運営に関する基準	事業者は、利用者の障害特性に応じた適切な配慮をする必要がある。 利用の開始に際しては、あらかじめ利用者に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制等、利用申込やサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用開始について同意を得なければならない。
----------	---

4. その他サービス提供に必要な事項

(1)サービス提供の記録	事業者は、日中一時支援事業を提供した際は、日中一時支援の提供日、内容その他の必要な事項を、日中一時支援事業提供の都度記録しなければならない。また、その記録に際しては、利用者から確認を受けなければならない。
(2)緊急時の対応	日中一時支援事業の提供を行っているときに、利用者に事故や病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。
(3)事故発生時の対応	事業者は、利用者に対する日中一時支援事業の提供により事故が発生した場合は、伊勢原市障害福祉課及び当該利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じなければならない。 また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(4)損害賠償	事業者が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(5)苦情解決	苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じると共に、苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(6)秘密保持	事業者の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密をもらしてはならない。 また、退職後も同様の取扱いができるよう、必要な措置を講じなければならない。
(7)会計の区分	事業者は、日中一時支援事業所ごとに経理を区分するとともに、その他に事業の会計を区分しなければならない。
(8)記録の整備	事業者は、利用者に対する日中一時支援事業の提供に関する諸記録を整備し、当該日中一時支援事業を提供した日から5年間保存しなければならない。

別表第5（第67条関係）

地域活動支援センター事業運営基準	事業内容	実利用人数	職員配置
I 型	<p>専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。</p>	<p>一日あたりの実利用人数が概ね20名以上。</p>	<p>施設長1名、その他指導員3名以上を配置し、うち2名以上を常勤とする。 また、専門職員（精神保健福祉士等）を1名以上配置する。</p>
II 型	<p>地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。</p>	<p>一日あたりの実利用人数が概ね15名以上。</p>	<p>施設長1名、その他指導員2名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。</p>
III 型	<p>地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。</p>	<p>一日あたりの実利用人数が概ね10名以上。</p>	<p>施設長1名、その他指導員1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。</p>

留意事項

- (1) 実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。
- (2) 地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。

受付番号	
------	--

伊勢原市地域生活支援事業者登録申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 { 所在地  
名称  
代表者氏名

㊟

伊勢原市地域生活支援事業実施要綱に規定する地域生活支援事業を実施したいので、関係書類を添えて登録を申請します。

申請者	フリカ、ナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地	〒 -						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	代表者の役職名・氏名	役職名			フリカ、ナ氏名			
登録を受けようとする事業所	フリカ、ナ							
	名称							
	所在地	〒 -						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	地域生活支援	事業の種類	実施事業	今回申請	事業開始予定年月日	既に登録されている事業		付表
					年 月 日	登録年月日	事業所番号	
					年 月 日	年 月 日		
				年 月 日	年 月 日			
				年 月 日	年 月 日			
				年 月 日	年 月 日			
申請者に係るその他の指定状況	既に指定を受けているサービス・施設等の							
	根拠となる法律の名称	サービス・施設等種別	指定年月日	事業所番号				
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					

第2号様式（第4条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市地域生活支援事業者登録決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市地域生活支援事業者登録について、次のとおり登録したので通知します。

- 1 申請者名
- 2 代表者の職氏名
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 サービスの種類
- 6 地域生活支援事業所番号
- 7 登録年月日
- 8 事業開始予定年月日

第3号様式（第5条関係）

伊勢原市地域生活支援事業者登録事項変更届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

事業者 名称

代表者



次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

地域生活支援事業所番号	
登録内容を変更した 事業所	名称
	所在地
	サービスの種類
変更があった事項	変更の内容
1 事業所の名称	(変更前)
2 事業所の所在地	
3 主たる事業所の所在地	
4 代表者の氏名及び住所	
5 事業所の管理者の氏名及び住所	(変更後)
6 サービス提供責任者の氏名及び住所	
7	
8	
変更年月日	年 月 日

備考 1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容がわかる書類を添付してください。

第4号様式（第5条関係）

伊勢原市地域生活支援事業（廃止・休止・再開）届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

事業者 名称

代表者

印

次のとおり事業の廃止・休止・再開をしましたので届け出ます。

地域生活支援事業所番号	-----
廃止・休止・再開する 事業所	名称
	所在地
	連絡先
廃止・休止・再開の別	廃止・休止・再開
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日
廃止・休止した理由	
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置(廃止・休止した場合のみ)	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

備考 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び形態に関する書類を添付してください。

第5号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市地域生活支援事業者登録取消通知書

次のとおり登録を取り消しましたので通知します。

- 1 事業者の名称
- 2 代表者の職氏名
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 登録取消サービスの種類
- 6 地域生活支援事業所番号
- 7 登録取消年月日
- 8 登録取消の理由

指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所業務日報

NO.

日付	氏名	時間	支援方法	障害	性別	年齢	相談者	支援内容	備考	担当
		： ～ ：	訪問 来所 同行 電話・FAX メール 個別支援会議 関係機関 その他	身体 知的 重心 精神 発達障害 高次脳 その他	男 女	幼稚園・保育園 未就学児（その他） 小学校 中学校 高等学校 18歳以上 40歳以上 65歳以上 不明	本人 家族 関係機関 その他 （ ）	福祉サービス 障害・病状 健康・医療 不安障害 保育・教育 家族・人間関係 その他（ ）		
		： ～ ：	訪問 来所 同行 電話・FAX メール 個別支援会議 関係機関 その他	身体 知的 重心 精神 発達障害 高次脳 その他	男 女	幼稚園・保育園 未就学児（その他） 小学校 中学校 高等学校 18歳以上 40歳以上 65歳以上 不明	本人 家族 関係機関 その他 （ ）	福祉サービス 障害・病状 健康・医療 不安障害 保育・教育 家族・人間関係 その他（ ）		
		： ～ ：	訪問 来所 同行 電話・FAX メール 個別支援会議 関係機関 その他	身体 知的 重心 精神 発達障害 高次脳 その他	男 女	幼稚園・保育園 未就学児（その他） 小学校 中学校 高等学校 18歳以上 40歳以上 65歳以上 不明	本人 家族 関係機関 その他 （ ）	福祉サービス 障害・病状 健康・医療 不安障害 保育・教育 家族・人間関係 その他（ ）		
		： ～ ：	訪問 来所 同行 電話・FAX メール 個別支援会議 関係機関 その他	身体 知的 重心 精神 発達障害 高次脳 その他	男 女	幼稚園・保育園 未就学児（その他） 小学校 中学校 高等学校 18歳以上 40歳以上 65歳以上 不明	本人 家族 関係機関 その他 （ ）	福祉サービス 障害・病状 健康・医療 不安障害 保育・教育 家族・人間関係 その他（ ）		

※この業務日報は、厚生労働省「福祉行政報告例」として報告する基礎数値となります。記入要領に基づき記載をしてください。

※ピアカウンセラーが行った相談内容については、相談支援専門員と別に集計するため、わかるような記載をしてください。






起案日	年 月 日
決裁日	年 月 日
施行日	年 月 日

※別紙のとおり決定してよろしいか

第8号様式(第23条、第33条関係)

### 伊勢原市日常生活用具給付等申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所 伊勢原市

氏 名

個人番号

電話番号 ( )

次のとおり日常生活用具の給付(貸与)を申請します。

障害者手帳番号		第	都道府県(市)号	手帳交付年月日	年 月 日
対 象 者	ふりがな氏名	<u>個人番号:</u>		申請者との続柄	
	生年月日	年 月 日		性別	男 ・ 女
障 害 名				障害等級	級
給付(貸与)を受けたい用具の名称					
給付(貸与)希望する理由					
給付(貸与)上特に希望する事項					
利用者が18歳未満の場合利用者と同一の世帯に属する者の氏名		<u>個人番号:</u>		<u>個人番号:</u>	
		<u>個人番号:</u>		<u>個人番号:</u>	
備 考					

様

伊勢原市長



### 伊勢原市日常生活用具給付決定通知書

このことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所					
	フリガナ氏名					
	生年月日		性別		電話	
給付番号			給付決定日			
決定内容						
用具業者	名称					
	所在地					
	電話					
基準額		見積額	利用者負担額		公費負担額	
教示事項						
<p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、伊勢原市を被告として（訴訟において伊勢原市を代表する者は伊勢原市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p> <p>また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>						

問い合わせ先

第10号様式（第23条、第33条関係）

## 伊勢原市日常生活用具給付券

給付番号		給付 決定日	
氏名		生年月日	
住所			
保護者氏名		続柄	
用具の名称			
用具 業者	名称		
	所在地		
	電話		
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
上記のとおり決定する。			
年 月 日			
伊勢原市長			印
この券の有効期限は、支給決定した年度の3月31日までです。			
受領	受領 年月日	受領者 氏名	本人と の関係

問い合わせ先

第11号様式(第23条、第33条関係)

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

伊勢原市日常生活用具給付等却下決定通知書

様

伊勢原市長



年 月 日付で申請のありました日常生活用具の給付(貸与)につきましては、審査の結果、給付(貸与)しないことに決定しましたので通知します。

理 由

この処分に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として(訴訟において伊勢原市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

(事務担当は、 )

代理受領に係る日常生活用具費支払請求書兼委任状

伊勢原市長 殿

年 月 日付け伊勢原市指令（ ）第 号で支給決定を受けた次の日常生活用具の引渡しを受け、次のとおり利用者負担額を支払いましたので、日常生活用具費の支払いを請求します。なお、その受領の権限を次の業者に委託します。

受 給 者 氏 名		
用 具 の 名 称		
用 具 価 格 （ 基 準 額 ） ※差額自己負担等、日常生活用具費の対象とならないものは除く。		円
利 用 者 負 担 額		円
日 常 生 活 用 具 費 請 求 額		円
振込情報	金融機関	
	口座	

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
請求者兼委任者 \_\_\_\_\_  
(障害者又は障 氏 名 (印)  
害児の保護者) \_\_\_\_\_  
児童氏名 \_\_\_\_\_

上記の受領の権限を受任しました。なお、支払いについては、登録の口座に振り込んでください。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
受 任 者 \_\_\_\_\_  
(事 業 者) 名 称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## 年度点字図書発行証明書

### 給付申請者

氏 名 \_\_\_\_\_

〒

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 給付申請図書

図書名 \_\_\_\_\_

〒

出版施設住所 \_\_\_\_\_

出版施設名 \_\_\_\_\_

出版施設電話番号 \_\_\_\_\_

価 格 \_\_\_\_\_

巻 数 \_\_\_\_\_

自己負担額 \_\_\_\_\_

### 給付証明書

上記の点字図書を給付することを証明する。

〒259-1188

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長



点字図書給付台帳

氏 名						
住 所						
電話番号						
障害名・級						
年月日	給付図書	巻 数	出版施設	価 格	自己負担額	公費負担額

伊勢原市地域生活支援事業支給申請書

伊勢原市長 殿

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名		個人番号		
	居住地	〒 ー			電話番号
フリガナ			生年月日	年 月 日	
支給申請に係る障害児氏名			個人番号		
			続柄		
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
利用者が18歳未満の場合利用者と同一の世帯に属する者の氏名	個人番号:		個人番号:		
	個人番号:		個人番号:		
申請するサービス	サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等		
		介護保険	利用中のサービスの種類と内容等		
	申請するサービスの種類・内容	サービス種類	要介護認定	有・無	要介護度
		□移動支援	要支援( )・要介護 1 2 3 4 5		
		□日中一時支援			
	□地域活動支援センター				
	□訪問入浴				
申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)				
フリガナ		申請者との関係			
氏名					
住所	〒				
	電話番号 ( )				

# サービスの利用計画表

利用者氏名 \_\_\_\_\_

	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
4:00								
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								
24:00								
2:00								
4:00								

週単位以外 のサービス	自立支援給付:
	地域生活支援事業:

〒  
住所

年 月 日

氏名 様

伊勢原市長



伊勢原市地域生活支援事業支給決定兼利用者負担額免除等決定通知書

伊勢原市地域生活支援事業実施要綱の規定に基づき地域生活支援事業給付費の支給及び利用者負担額免除等について、次のとおり決定し、伊勢原市地域生活支援事業受給者証を交付しますので通知します。

受給者証番号		支給決定障害者（保護者）氏名	
支給決定日		支給決定に係る障害児氏名	
有効期間			
利用者負担割合		利用者負担上限月額	円
サービスの種類	支援の内容		
移動支援			
日中一時支援			
地域活動支援センター			
訪問入浴			
特記事項			

審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、伊勢原市を被告として（訴訟において伊勢原市を代表する者は伊勢原市長となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）

問い合わせ

第18号様式（裏面）

番号 移動支援事業者記入欄			
1	事業者及びその事業所の名称		
	契約支給量( / 月)	時間	事業者確認印
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称		
	契約支給量( / 月)	時間	事業者確認印
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称		
	契約支給量( / 月)	時間	事業者確認印
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

番号 移動支援事業者記入欄			
4	事業者及びその事業所の名称		
	契約支給量( / 月)	時間	事業者確認印
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
5	事業者及びその事業所の名称		
	契約支給量( / 月)	時間	事業者確認印
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
6	事業者及びその事業所の名称		
	契約支給量( / 月)	時間	事業者確認印
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

番号 日中一時支援・地域活動支援センター事業者記入欄			
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量( / 月)	日	
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量( / 月)	日	
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量( / 月)	日	
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印

番号 日中一時支援・地域活動支援センター事業者記入欄			
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量( / 月)	日	
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量( / 月)	日	
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量( / 月)	日	
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印

第18号様式（第39条、第58条、第70条、第82条関係）

伊勢原市地域生活支援事業受給者証		支給決定の内容		利用者負担に関する事項			(注意事項)
受給者証番号		移動支援事業		利用者負担割合	負担上限月額	円	
支給決定障害者等	居住地	支給決定期間		負担額適用月	特記事項欄		
	フリガナ	支給量等	(変更日 年 月 日)				
	氏名	日中一時支援事業		(予備欄)			
	生年月日	年 月 日	支給決定期間				
児童	フリガナ	支給量等	重心加算： (変更日 年 月 日)				
	氏名						
	生年月日	年 月 日	地域活動支援センター				
障害種別		支給決定期間					
交付年月日		年 月 日	支給量等				
支給市町村名及び印		伊勢原市	(変更日 年 月 日)				
			訪問入浴事業				
			支給決定期間				
			支給量等				
			(変更日 年 月 日)				

利用者→事業者→伊勢原市

地域生活支援事業受領委任状

フリガナ		受給者証番号	
サービス利用 対象者氏名		扶養義務者 氏 名	
生年月日	年 月 日		
住 所	〒 ー 伊勢原市  TEL ー ー		
<p>伊勢原市長 殿</p> <p>伊勢原市地域生活支援事業にかかる助成額の受領について、次の事業者を代理人として定め、助成金の受領の権限を委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>申請者 TEL ー ー</p> <p>氏 名 ⑩</p>			
受任事業者			
代表者氏名			
受任事業者 所在地	〒 TEL ー ー		
サービス内容	<input type="checkbox"/> 移動支援事業 <input type="checkbox"/> 日中一時支援事業 <input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業 <input type="checkbox"/> 更生訓練費給付事業		

第20号様式（第77条関係）

伊勢原市福祉ホーム事業運営費適用協議書

年 月 日

伊勢原市長 殿

施設名

住人又は団体の名称

代表者

印

福祉ホーム事業運営費の適用を受けたいので協議します。

利用者	氏名 <small>ふりがな</small>		生年月日	年 月 日( 歳)	
	住所			性別	男・女
	障害の状況				
	通院する医療機関				
利用を必要とする理由					
利用開始予定日	年 月 日				
備考	(添付書類) 医師の意見書				

第21号様式（第77条関係）

医師の意見書

福祉ホームの 利用を希望 する者	住所					
	ふりがな 氏名		性別	男女	生年月日	
病名	①主たる精神障害 ②従たる精神障害 ③身体合併症					
病歴	入院	過去	回程度	通算	年位	
		前回入院期間	年	月～	年 月	
	退院	1月当たり	日位通院(直近について記載)			
最近の病状又は状態像						
福祉ホーム利用者の留意事項	必要通院日数					
	共同生活について	① 可能 ② 条件が整えば可能( )				
	生活指導の必要性について	① なし ② ほとんど不要 ③ 時々必要				
	昼間作業の適性について	① 職業訓練( ) ② 作業訓練( )				
(その他参考となる意見)						
年 月 日 <p style="text-align: right;">医療機関所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">名 称 _____</p> <p style="text-align: right;">電 話 _____</p> <p style="text-align: right;">医師氏名 _____ (印)</p>						

伊勢原市福祉ホーム事業運営費適用承諾書

(法人又は団体の名称)

殿

伊勢原市長



次のとおり福祉ホーム事業運営費の適用について、承諾します。

利用者	利 用 者	ふりがな 氏 名	生年月日	年	月	日
	住 所				性別	男・女
適用日	年 月 日					
福祉ホーム	名 称					
	所在地					
備考						

(事務担当は、 )

第23号様式（第77条関係）

伊勢原市福祉ホーム利用者異動報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

施設名

住人又は団体の名称

代表者

㊟

次のとおり、福祉ホーム事業利用者の異動について報告します。

異動のあった利用者	異動内容・異動年月日・理由等

第24号様式(第82条関係)

## 健康診断書

受診者 住所 伊勢原市

氏名 男・女

生年月日 年 月 日( 歳)

疾患名	症状	備考
血清梅毒反応		
肝炎検査	抗原	
伝染性皮膚疾患		
血圧測定		
血圧症で加療中のときはその旨付記願います。		
床ずれの有無	有・無 (部位: ) (状況: )	
所見:現在の病名 (特に伝染性疾患については詳しく)		
入浴サービス利用時測定血圧値が、収縮期圧160mmHg以上又は拡張期圧95mmHg以上になる可能性のある者については、入浴を許可できる血圧の上限值を記入願います。  収縮期圧            mmHg又は拡張期圧            mmHgまで可 なお、収縮期圧180mmHg(又は、拡張期圧100mmHg)以上のときは、シャワー浴を含めた入浴は( 可・否 )		

入浴の可否  可  否

上記のとおり診断いたします。

年 月 日

伊勢原市長 殿

医療機関住所  
医療機関名  
医師名

㊟

(注) 現在診療中の者は、この診断書のほかに、必要に応じて主治医の意見書(様式自由)を添付すること。

日常生活動作能力調査票

調査年月日 年 月 日

氏名		生年月日	年 月 日
傷病の状況、病名	既往歴		
診療状況、期間	現在		
身体状況	視力	・普通 ・やや悪い ・人や物の動きがわかる ・見えない	
	聴力	・普通 ・大声で聴こえる ・耳元で大声で聴こえる ・聞こえない	
	言語	・普通 ・聴き取りにくい ・聴き取れない ・話せない	
	特記事項	(肢体不自由の場合、部位、程度、補装具等につき記入)	
日常生活動作能力	歩行	・自立 ・杖使用 ・つかまり歩き、歩行介助 ・歩けない	
	行動範囲	・単独外出 ・家の廻り ・屋内のみ ・床のうえ	
	床上動作	・正座 ・腰掛け、足投げ出し ・座位介助 ・寝返り(可・不可)	
	食事	・箸で自由に ・さじ使用 ・手づかみ、握り飯 ・できない	
	活用便	・自立 ・便所まで介助、 自力で便器使用 ・便器介助 ・おむつ (失禁 有・無)	
	入浴	・自立 ・浴場まで介助、 自力で洗う ・浴場で洗ってもらう ・できない	
	着脱衣	・自立 ・少し手をかせば ・ほとんど着せる ・できない ひとりで着る	
意志の疎通	・普通 ・やや悪い ・悪い ・大変悪い		
ねたきり又は認知症になった原因	<u>有</u> ・ <u>無</u> 年 月頃 ・ねたきり 有の場合 原因 ・認知症		
特記事項	身体障害者手帳 第 号 種 級 肢体・視覚・聴覚・心臓・じん臓・ぼうこう直腸・小腸・その他		

※ 該当するところを○で囲んでください。

日常生活動作能力実態調査票

調査年月日 年 月 日

氏名		男・女	生年月日	年	月	日
精神状況	記憶・意識	名前（可 不可） 年齢（可 不可） 生年月日（可 不可） 今日の日付（可 不可） 出生地（可 不可） 現住所（可 不可）				
	意思疎通	普通 やや悪い 悪い(精神障害等記入)				
身体状況	視力	普通 大きい字程度 ぼやけて 全盲（）				
	聴力	普通 やや大声 大声 全聾（）				
	言語	普通 はっきりしない やっと通じる 全啞（）				
食事	食事種類	主（普通 お粥 ミキサー） 副（普通 刻み 超刻み ミキサー）				
	方法	箸 スプーン・フォーク（）				
	介助	自立 一部介助 全介助（前掛け 要・不要）				
	歯	自歯 入れ歯 歯茎				
	量	普通 多い 少ない（カロリー制限 1日 カロリー）				
	嗜好調査	嫌物（）				
排泄	方法	昼 トイレ Pトイレ・尿器 オムツ 回程度				
		夜 トイレ Pトイレ・尿器 オムツ 回程度				
	介助	自立 誘導・声掛け 一部介助 全介助				
	失禁	なし 時々 あり（頻度）				
	尿意	あり 時々 なし				
	排便	普通 便秘（ 間隔） 下剤 有・無（）				
入浴	方法	一般浴 中間浴 特別浴				
	介助	自立 一部介助 全介助				

着	介 助	自立	一部介助	全介助		
	脱 麻痺の有無	なし	右麻痺	左麻痺	全身麻痺	
歩 行	方 法	自立	一部介助	全介助 ( 杖・歩行器・車椅子・ストレッチャー )		
	行 動 範 囲	一人で外出	家の周り	家の中	部屋の中	ベッドのみ
	移 動 状 況	座位 (可・不可)	寝返り (可・不可)	立位 (可・一部・不可)		
ね た き り の 状 態	ねたきりの状態	有 ・ 無	ねたきりになった時期	年 月		
	原 因	脳疾患 ( )	骨折 ( )	その他 ( )		
	身 体 障 害	有 ・ 無	障害者手帳	有 ・ 無 ( 種 級)		
認 知 症 の 状 態	認 知 症 の 有 無	有 ・ 無	認知症傾向が現れた時期	年 月		
			認知症と診断された時期	年 月 ( 病院)		
	状 態	記憶障害	失見当	上記両方に該当		
	問 題 行 動	徘徊 不潔行為 不穏興奮 被害妄想 その他 ( )				
睡 眠	状 態	よく眠れる	時々眠れない	眠れない		
	時 間	時 分 から	時 分			
	眠 剤	有 ・ 無	投薬時間	時頃		
病 歴	既 往 歴					
	現 病 歴					
医 療	医 療 機 関	月 回 ・ 週 回	往診 ・ 外来			
	薬	有 ・ 無 ( )				

床 ず れ ・ 麻 痺 ・ 皮 膚 の 状 態		薬  -----  -----  -----  -----  -----
--	--	--

精神の状況

家 族 に 対 す る 質 問	1 元気がなく、ふさいでいる	1 有 (	に	2 無 回)
	2 満腹感がない	1 有 (	に	2 無 回)
	3 夜眠れないで困る	1 有 (	に	2 無 回)
	4 邪推がひどくなり、事実でないことを事実だと思いきこんでいる	1 有 (	に	2 無 回)
	5 事実にないものが見えたり、人の声が聞こえたりすることがある	1 有 (	に	2 無 回)
	6 物忘れがひどく、ものを頼んでもすぐ忘れる	1 有 (	に	2 無 回)
	7 夜寝ぼけて騒いだことがある	1 有 (	に	2 無 回)
	8 夜と昼とを勘違いすることがある	1 有 (	に	2 無 回)
	9 外出して迷子になったことがある	1 有 (	に	2 無 回)
	10 その他、お年寄りの健康上のことで何か心配なことや困ることがありますか 1 有 (具体的にお知らせください)	1 有 (	に	2 無 回)

伊勢原市更生訓練費支給申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

電話番号

伊勢原市地域生活支援事業実施要綱の規定により、更生訓練費の支給について、次のとおり申請します。

入所・ 通所し ている 施設	名 称	
	所 在 地	
	入所・ 通所期間	
備 考		

【同意欄】

更生訓練費給付事業支給申請に伴う、支給決定にあたり、私に係る自立支援給付に関する情報を収集することを承諾します。

申請者署名 氏 名 \_\_\_\_\_

伊勢原市指令( )第 号  
年 月 日

伊勢原市更生訓練費支給決定(却下)通知書

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました更生訓練費の支給について、伊勢原市地域生活支援事業実施要綱の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

支給決定

対象者	氏名	
	施設名称	
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

申請却下

理由	
----	--

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、伊勢原市を被告として(訴訟において伊勢原市を代表する者は伊勢原市長となります。)提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。(なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(事務担当は、 )

伊勢原市更生訓練事業費請求書

支給対象者名	訓練のための経費		通所のための経費			備考
	訓練日数	金額	訓練日数	単価	金額	
		円	日	円	円	
合計		円			円	

**更生訓練費支給申請額** 円

支給決定者からの委任に基づき 年 月分を上記のとおり請求します。  
 なお、上記訓練日数等については、事実と相違ないことを証明します。

伊勢原市長 殿

年 月 日

施設名  
施設長

⑩

第30号様式（第99条関係）

伊勢原市障害者自動車運転免許取得助成金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

伊勢原市障害者自動車運転免許取得助成金の交付を、次のとおり申請します。

ふりがな 対象者氏名		職業	
生 年 月 日	年	月	日 歳
身体障害者手帳 番号及び等級	都道府縣市 第 号 級	手帳交付 年 月 日	年 月 日
障 害 名			
普通免許取 得の目的			
教習所の名称 及び所在地	名 称 所在地	電 話	
受講予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
交付申請額			

伊勢原市指令（ ）第 号  
年 月 日

伊勢原市障害者自動車運転免許取得助成金交付決定通知書

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請がありました伊勢原市障害者自動車運転免許取得助成金交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

1 助成金額

2 助成の条件

- (1) この助成金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請があった障害者自動車運転免許取得助成事業とし、その内容は申請のとおりとする。
- (2) この助成金は、助成対象者が都道府県公安委員会の指定を受けた自動車教習所において普通自動車免許を受けるため、その教習に要した経費を対象とする。
- (3) 技能検定試験に合格する前に訓練を止めた場合又は伊勢原市身体障害者自動車運転免許取得助成金交付申請書に記載された受講予定期間内に普通自動車免許を受けられなかった場合には、この助成金は交付しない。

（事務担当は、 ）

第32号様式（第99条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号  
年 月 日

伊勢原市障害者自動車運転免許取得助成金却下通知書

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のあった伊勢原市障害者自動車運転免許取得助成金については、次の理由により交付できないので通知します。

理 由

---

---

---

（事務担当は、 ）

第 3 3 号様式 (第101条関係)

伊勢原市障害者自動車運転免許取得助成事業実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所  
氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた伊勢原市障害者自動車運転免許取得助成に係る実績を次のとおり報告します。

教習を受けた 教習所の名称			
技能教習期間	年	月	日から 日まで
免許証番号 及び交付年月日	第	号	年 月 日
技能教習所要額	円		
助成金の 振込口座	金融機関名		預金の種類
	支店名		普通・当座
	口座番号		
	ふりがな		
	口座名義		

第34号様式（第101条関係）

技 能 検 定 合 格 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、次のとおり技能検定に合格したことを証明する。

- 1 技能検定の年月日 年 月 日
- 2 技能検定合格までに要した技能教習時限数及び所要経費

	1時限当たり 教習料金(A)	教習時限数 (B)	教習経費 (A)×(B)	合 計
校 内	円	時限	円	円
路 上	円	時限	円	

自動車教習所長

Ⓔ

第35号様式（第106条関係）

伊勢原市身体障害者自動車改造費助成交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所  
申請者 氏 名  
個人番号  
電話番号

伊勢原市身体障害者自動車改造費助成金の交付を、次のとおり申請します。

身体障害者	番 号	交 付 年 月 日	
手 帳	県第 号	年	月 日
障 害 名		障 害 等 級	種 級
運 転 免 許 証 番 号		免 許 の 種 類	
交 付 年 月 日	年 月 日	免 許 の 条 件	
改造を行う車種 及び登録番号			
改 造 年 月 日			
改 造 経 費			
申請者と同一の 世帯に属する者 の氏名	個人番号：	個人番号：	
	個人番号：	個人番号：	
添 付 書 類	見積書		

第36号様式（第106条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号  
年 月 日

伊勢原市身体障害者自動車改造費助成交付決定通知書

様

伊勢原市長



年 月 日付で申請のありました身体障害者自動車改造費の交付決定  
について、次のとおり通知します。

改造を行う車種及び登録番号	
改造経費交付決定額	円

（事務担当は、 ）

第37号様式（第107条関係）

年 月 日

伊勢原市身体障害者自動車改造費助成金請求書

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

印

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

【振込先】

銀行名	支店名	種類	口座番号	口座名義人(カナ)

第38号様式（第107条関係）

伊勢原市身体障害者自動車改造費助成実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

年 月 日付けで交付決定を受けた身体障害者自動車改造費の助成に係る実績を次のとおり報告します。

- 1 所要金額
- 2 自動車改造費請求書 別添のとおり



第40号様式（第109条関係）

伊勢原市地域生活支援事業変更支給申請書兼利用者負担額免除等変更申請書

伊勢原市長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名		個人番号		
	居住地	〒 - 電話番号			
フリガナ			生年月日	年 月 日	
支給申請に係る 障害児氏名			個人番号		
			続柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
利用者が18歳未満の 場合利用者と同一の世 帯に属する者の氏名		個人番号:	個人番号:		
		個人番号:	個人番号:		
申請するサービス	サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等		
		介護保険	要介護認定	有・無	要介護度
	変更を申請するサービスの 内容	サービス種類	内容		
		<input type="checkbox"/> 移動支援			
		<input type="checkbox"/> 日中一時支援			
<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター					
<input type="checkbox"/> 訪問入浴					
変更の理由					
申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)				
フリガナ		申請者 との関係			
氏名					
住所	〒 - 電話番号				

住所

氏名

伊勢原市長



伊勢原市地域生活支援事業変更支給決定兼利用者負担額免除等変更決定通知書

伊勢原市地域生活支援事業実施要綱の規定に基づき地域生活支援事業給付費の支給及び利用者負担額免除等の変更について、次のとおり決定し、伊勢原市地域生活支援事業受給者証を交付しますので通知します。

受給者証番号		支給決定障害者者(保護者)氏名	
変更年月日		支給決定に係る児童氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		

受給者証を伊勢原市 \_\_\_\_\_ に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先

提出期限

審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、伊勢原市を被告として（訴訟において伊勢原市を代表する者は伊勢原市長となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）

問い合わせ先

伊勢原市地域生活支援事業利用変更届

伊勢原市長 殿

次のとおり申請内容に異動が生じたため届け出ます。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名		
障 害 児 氏 名	〒	電話番号 ( )	年 月 日
	フリガナ		
	障 害 児 氏 名	続 柄	

変更事項	変更後の内容
<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> その他( )	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ	申請者との 関係		
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

伊勢原市地域生活支援事業利用資格喪失届

伊勢原市長 殿

次のとおり利用資格喪失について届け出ます。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	明治 大正
	氏 名			昭和 平成 年 月 日
	居 住 地	〒		
障害児氏名	フリガナ		生年月日	昭和 平成 年 月 日
			続 柄	

取り下げ申請する支援の種類と理由

- 移動介護     
  日中一時支援     
  地域活動支援センター     
  訪問入浴サービス

【理由】

- 支給決定が不要となった。  
 再判定等により利用対象者に該当しなくなった。  
 その他 ( )

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者との 関係	
氏 名			
住 所	〒		
			電話番号

住所

氏名

伊勢原市長



### 伊勢原市地域生活支援事業支給決定取消・中止通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく地域生活支援事業の支給について、次のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

受 給 者 証 番 号		支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定取消日		支給決定に係る 障害児氏名	
取 消 理 由			

受給者証を伊勢原市 \_\_\_\_\_ に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先

返還期限

審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に限り、伊勢原市を被告として（訴訟において伊勢原市を代表する者は伊勢原市長となります。）提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

問い合わせ先